

## 条 例 見 直 し 調 書

		作 成 年 度	平成21年度
条 例 名	神奈川県立産業技術短期大学校条例		
条 例 番 号	平成6年神奈川県条例第2号	法 規 集	第7編第2章
所 管 部 局 室 課	商工労働部産業人材課		
条 例 の 概 要	求職者等に対し、職業に必要な高度の技能及び知識を習得するための職業訓練を行う施設である神奈川県立産業技術短期大学校の設置、管理等に関し必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性  〔 現在でも必 要な条例 か。〕	産業技術短期大学校は、求職者等に対し、職業に必要な高度の技能及びこれに関する知識を習得するための職業訓練を行う施設であり、現在においても設置する必要がある。この条例は、職業能力開発促進法第16条第4項の規定に基づき、産業技術短期大学校の設置、管理等に関し必要な事項を定めるものであり、必要な条例である。	
	有効性  〔 現行の内容 で課題が解 決できる か。〕	産業技術短期大学校は、求職者に対する職業訓練の実施により実践技術者を養成し、就職に導くとともに、在職者のスキルアップを図り、県民の職業能力の開発及び向上に有効に機能している。	平成20年度訓練実績 ・修了者 162 人、 就職率 98.8% (修了9か月後) ・在職者訓練受講者 延べ数 2,205 人
	効率性  〔 現行の内容 で効率的と いえるか。〕	本条例に規定する授業料の額は適当であるが、在職者に対する訓練の受講料については、事業の全体経費や民間との役割分担を踏まえた受講料設定を検討する。	在職者訓練受講料 ・専門短期課程 1コース(2日間) 5,200円 ・短期課程 1コース(2日間) 1,500円
	基本方針適合性  〔 県政の基本的な 方針に適合して いるか。〕	産業・雇用の環境変化に対応した人材育成は、神奈川力構想・実施計画にも位置づけられた施策であり、県政の基本方針に適合しているものである。	
	適法性  〔 憲法、法令 に抵触し ないか。〕	職業能力開発促進法に適合した設置・管理の内容が規定されており、かつ、地方自治法上の公の施設として必要な事項を定めている条例であることから、憲法、法令に抵触しない内容である。	
その他			
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。	理 由	特 記 事 項
	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">改正→廃止を検討する。</span>	在職者訓練の受講料について、事業の全体経費や民間との役割分担を踏まえた受講料設定を検討する必要がある	
次回見直し予定	未定	見直し規定の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>